

第160回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年6月18日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	令和2年6月19日(金曜日)午前10時 (受付開始 午前9時30分)
2. 場 所	東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル ベルサール神田 3階 会議室 ※今回、会場を変更しております(ご案内図裏表紙)。
3. 目的事項	報告事項 1.第160期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第160期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金及び死亡弔慰金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出お願い申し上げます。

◎「連結注記表」及び「個別注記表」は、当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sppcl.co.jp>)に掲載しております。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(上記と同じ)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済の減速に伴い、輸出や生産活動が弱含んだものの、内需に支えられ、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、年度末には、新型コロナウイルスの影響により、経済活動が全般的に大きく停滞しました。

海外経済は、米中貿易摩擦の長期化による不透明感の強さが下押し要因になるなど、世界的に成長が鈍化しました。

国内経済は、世界経済の減速を背景に輸出・生産が減少し、消費増税や自然災害があったものの、雇用や所得環境の改善による個人消費や設備投資等の内需に支えられ、緩やかな回復が続きました。足下では、新型コロナウイルス感染拡大防止策による経済活動の停滞、インバウンド需要の消失などにより国内景気が急激に悪化しており、極めて先行き不透明な状況となっております。

この間、当社グループの関連する紙・板紙の国内出荷は前年を下回りました。紙・板紙の需要は、新聞用紙や印刷・情報用紙に代表されるグラフィック用紙分野において、電子媒体へのシフトや少子高齢化と人口減少等の進展により、大幅な減少が続きました。また、パッケージ関連分野は、インバウンド需要の縮小や天候不順により前年を下回りました。

このような状況下、国内製紙各社は、国内既存事業の生産体制の再構築等により更なる効率化を推進するとともに、需要増加の見込まれるパッケージ関連分野や衛生用紙分野等への生産シフトを進めております。また、社会ニーズの高まりを受け、プラスチック製品の代替として、紙製素材・製品の開発、エネルギー事業・新素材事業等の新分野への取り組みを強化しています。

紙パ関連業界を品種別にみますと、印刷・情報用紙は、雑誌等の出版物の減少と電子化の進行により、非塗工紙・塗工紙ともに減少しました。段ボール原紙は、生産減少による電気・機械器具向けの落ち込みと天候不順による青果物や飲料向けの出荷減により、また、紙器用板紙は、薬品・化粧品・健康食品向けを中心としたインバウンド効果が縮小し、菓子・レトルト食品向けも伸び悩み、減少しました。化成品は、社会の食品ロス削減に向けた取り組みや冷夏による夏向け食品包材用途の減少により、増加傾向にあった食品向け需要は減少に転じました。

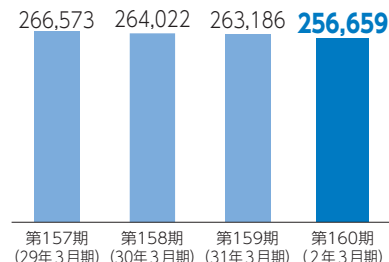
当社グループにおきましては、紙需要の減少傾向が続く中、印刷用紙・特殊紙・情報用紙・パッケージ・化成品の5分野の連携を強化し、あらゆる経費の削減に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高256,659百万円(前期比2.5%減)、経常利益5,294百万円(同6.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,634百万円(同27.6%減)となりました。

当社グループの事業別の状況は次のとおりであります。

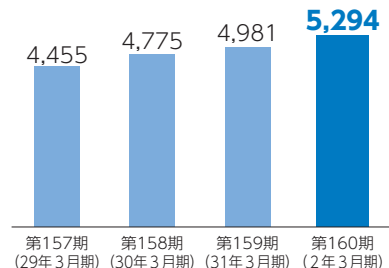
売上高

(単位：百万円)



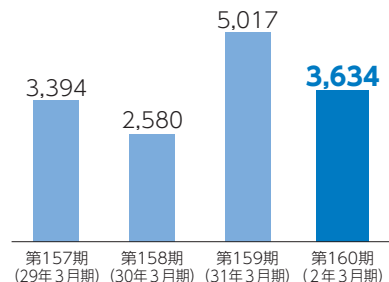
経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



紙・板紙・化成品等卸売関連事業

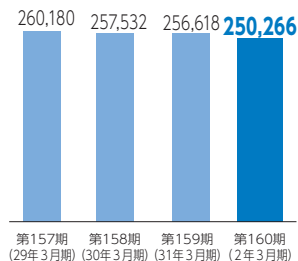
売上高 250,266百万円(前期比2.5%減) 営業利益 3,489百万円(前期比5.3%増)

紙・板紙・化成品等卸売関連事業におきましては、紙は商業印刷・出版印刷ともに構造的な需要減退から減少しましたが、売上高では販売価格の改定により前年並みとなりました。海外向けは輸出量の低下により減少しました。板紙の需要は天候不順の影響等により減少しましたが、売上高では販売価格の改定により増加しました。化成品におきましては、食品ロス削減を背景に食品向け需要が伸び悩み減少しました。

この結果、紙・板紙・化成品等卸売関連事業の売上高は250,266百万円、また、収益体質の強化に努め、営業利益は3,489百万円に増加しました。

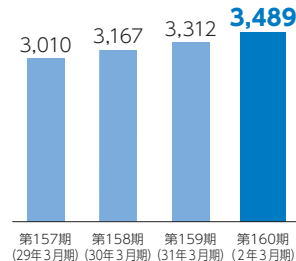
売上高

(単位:百万円)



営業利益

(単位:百万円)



紙加工等関連事業

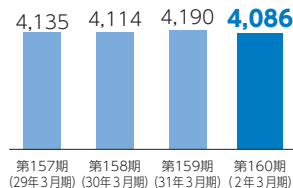
売上高 4,086百万円(前期比2.5%減) 営業損失 27百万円

紙加工等関連事業におきましては、紙加工品販売、段ボール製造・販売は堅調に推移しましたが、フィルム加工販売は、雑貨や食品用の包装フィルムの販売が苦戦し減少しました。経費面では固定費等の削減を行うなど収益の改善に努めました。

この結果、紙加工等関連事業の売上高は4,086百万円、営業損失は27百万円となりました。

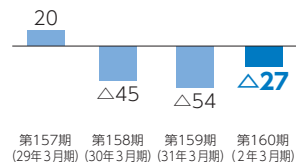
売上高

(単位:百万円)



営業利益

(単位:百万円)



不動産賃貸関連事業

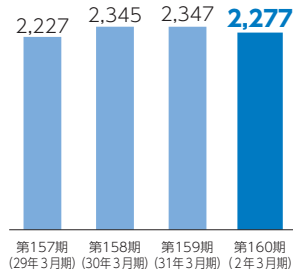
売上高 2,277百万円(前期比3.0%減) 営業利益 1,381百万円(前期比9.1%増)

不動産賃貸関連事業におきましては、賃貸先の入替等により、収益は改善しました。

この結果、不動産賃貸関連事業の売上高は2,277百万円、営業利益は1,381百万円に増加しました。

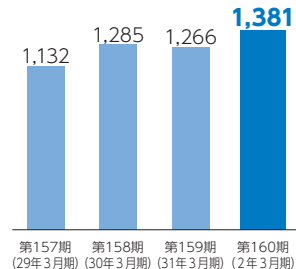
売上高

(単位:百万円)



営業利益

(単位:百万円)



(2) 当社の営業の成果並びに対処すべき課題

当期における当社の売上高は249,608百万円(前期比2.2%減)、この内、商品売上高は247,027百万円(同2.2%減)となりました。

利益面につきましては、商品の販売価格改定による利益率の改善並びに物流費を中心とした販売費及び一般管理費の削減により経常利益は5,221百万円(同7.6%増)、前年に固定資産売却益を計上したことにより当期純利益は3,601百万円(同27.7%減)となりました。

当期における当社の部門別の営業の状況は次のとおりであります。

■ 紙部門

売上高 141,819百万円(前期比2.2%減)

紙は、雑誌・チラシ・カタログ等の電子化の進行により販売数量は減少しましたが、国内向けは販売価格の改定により売上高は前年並みとなりました。海外向けは、輸出量の低下により減少しました。

その結果、売上数量は1,154千トン(前期比8.2%減)となり、売上高は141,819百万円(同2.2%減)となりました。

■ 板紙部門

売上高 46,940百万円(前期比0.6%増)

段ボール原紙は、天候不順による食品・飲料用途の出荷減により販売数量は減少しましたが、販売価格の改定により売上高は増加しました。白板紙は医薬品・化粧品向けは安定して推移したものの、出版・販促物用途の落ち込みにより減少しました。

その結果、売上数量は513千トン(前期比2.3%減)となり、売上高は46,940百万円(同0.6%増)となりました。

■ 化成品部門

売上高 44,145百万円(前期比3.5%減)

食品ロス削減を背景に、食品用途向けの需要が伸び悩み減少しました。

その結果、売上高は44,145百万円(前期比3.5%減)となりました。

■ パルプ他部門

売上高 10,324百万円(前期比7.1%減)

古紙・パルプ及び加工製品の減少により、売上高は10,324百万円(前期比7.1%減)となりました。

■ その他部門

売上高 3,797百万円(前期比6.3%減)

板紙製品の減少により、売上高は3,797百万円(前期比6.3%減)となりました。

以上の結果を踏まえて、当社といたしましては、来期を最終年度とする第5次中期3ヶ年計画において、印刷用紙・特殊紙・情報用紙・パッケージ・化成品の5分野の連携はもとより、社会環境の変化に対応した事業戦略のもと新規商材の拡充に取り組み、企業価値の向上を目指してまいります。

これらの事業活動を通じて、環境経営を推進し、活力と夢に溢れる社会の実現に資するよう努力していく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資総額は2,031百万円であり、その主なものは賃貸用不動産の取得1,380百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

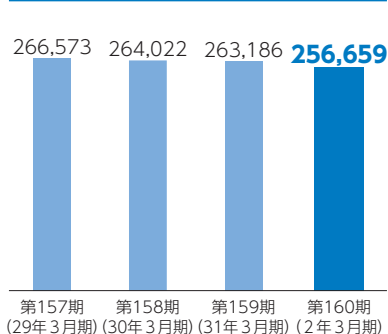
(8) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第157期 平成29年3月期	第158期 平成30年3月期	第159期 平成31年3月期	第160期 令和2年3月期
売上高 (百万円)	266,573	264,022	263,186	256,659
経常利益 (百万円)	4,455	4,775	4,981	5,294
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,394	2,580	5,017	3,634
1株当たり当期純利益	44円39銭	33円90銭	65円90銭	47円74銭
総資産 (百万円)	152,591	159,962	160,090	147,492
純資産 (百万円)	54,114	56,991	60,244	60,718

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。

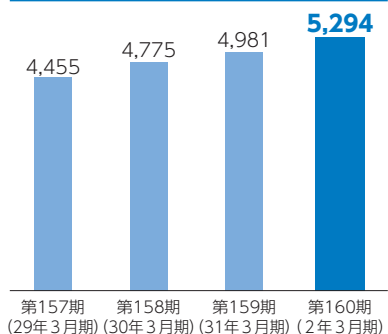
売上高

(単位：百万円)



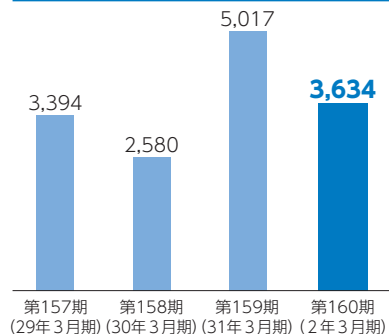
経常利益

(単位：百万円)



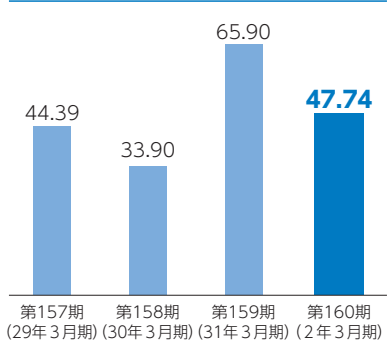
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



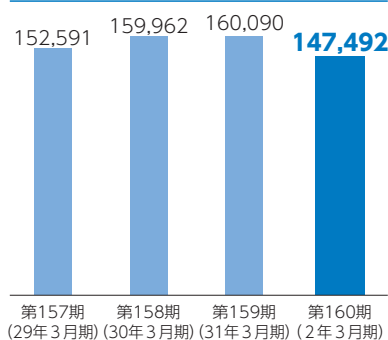
1株当たり当期純利益

(単位：円)



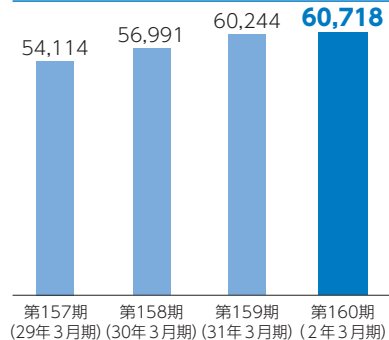
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
オーピーパーム株式会社	30	99.7	紙加工品販売業
オーピーパック株式会社	12	90.0	フィルム加工販売業
株式会社紙大倉	33	99.7	紙卸売業
株式会社興栄	12	56.3	段ボール製造・販売業
新生物流株式会社	72	99.3	倉庫・運送業
山一加工紙株式会社	20	87.5	紙加工品製造・販売業
大倉紙業商事(上海)有限公司	21	100.0	紙卸売業
大倉商貿(上海)有限公司	1,239	100.0	紙卸売業
SHINSEI PULP & PAPER (USA) CORP.	82	100.0	紙卸売業
SHINSEI PULP&PAPER (M) SDN. BHD.	27	79.5	紙卸売業
SHINSEI PULP&PAPER (THAILAND) CO., LTD.	34	99.9	紙卸売業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

[紙・板紙・化成品等卸売関連事業]

紙・板紙・化成品販売、紙製品販売、紙類販売、倉庫・運送業

[紙加工等関連事業]

フィルム加工、フィルム・段ボール製造販売、紙加工品製造販売

[不動産賃貸関連事業]

不動産賃貸

(11) 主要拠点等

当社グループの主要拠点等は次のとおりであります。

① 当社

本社	東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
東京本店	東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
大阪支店	大阪府大阪市中央区南船場1丁目16番10号
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目9番18号
九州支店	福岡県福岡市博多区店屋町4番12号
札幌支店	北海道札幌市中央区大通西5丁目1番2号
仙台支店	宮城県仙台市若林区卸町2丁目10番1号
富山支店	富山県富山市弥生町1丁目10番11号

② 子会社及び関連会社

オーピーパーム株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
オーピーパック株式会社	大阪府摂津市鳥飼八防1丁目14番1号
株式会社紙大倉	東京都千代田区神田司町2丁目21番
極東高分子株式会社	北海道小樽市銭函2丁目56番1号
株式会社興栄	神奈川県横浜市港北区新羽町884番地
新生物流株式会社	東京都足立区入谷6丁目2番3号
株式会社大文字洋紙店	東京都中央区日本橋小舟町8番4号
山一加工紙株式会社	静岡県沼津市一本松122番2号
大倉紙業商事(上海)有限公司	中国上海市仙霞路88号太陽広場東塔508
大倉商貿(上海)有限公司	中国上海市仙霞路88号太陽広場東塔508
SHINSEI PULP & PAPER (USA) CORP.	23332 Hawthorne Blvd. Suite 204, Torrance, CA 90505, USA
SHINSEI PULP&PAPER (M) SDN. BHD.	8-1,Jalan 1/149D,Bandar Baru Sri Petaling,57000, Kuala Lumpur Malaysia
SHINSEI PULP&PAPER (THAILAND) CO., LTD.	163, Thai Samut Asset Building, Room 2A, Surawongse Road, Suriyawongse, Bangrak, Bangkok 10500, Thailand

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前期末比(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
男性	580	29減	47.3	19.8
女性	237	5減	40.3	15.1
合計又は平均	817	34減	45.3	18.5

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前期末比(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
男性	379	14減	46.5	22.5
女性	191	6減	39.2	16.6
合計又は平均	570	20減	44.1	20.5

(13) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	1,689
株式会社みずほ銀行	1,443
株式会社三菱UFJ銀行	1,155

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 80,000,000株 (自己株式3,882,416株を含む。)

(2) 株主数 1,041名 (前期末比6名減)

(3) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本製紙株式会社	8,605	11.3
北越コーポレーション株式会社	8,530	11.2
特種東海製紙株式会社	3,913	5.1
王子ホールディングス株式会社	3,286	4.3
昭和パックス株式会社	2,613	3.4
株式会社サンエー化研	2,613	3.4
新生紙パルプ商事従業員持株会	2,535	3.3
北越パッケージ株式会社	2,040	2.7
中越パルプ工業株式会社	1,940	2.5
公益財団法人睦育英会	1,300	1.7

(注) 1.千株未満は切り捨てて表示しております。

2.持株比率については、自己株式(3,882,416株)を控除して算出しております。

(4) 自己株式の取得、処分及び保有の状況

①取得株式	普通株式	3,360株	取得価額の総額	1,276千円
②処分株式	普通株式	951株	処分価額の総額	361千円
③決算期末における保有株式	普通株式	3,882,416株		

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(令和2年3月31日現在)

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長		加 藤 康次郎
取締役常務執行役員	大阪支店長	三 瓶 悦 男
取締役常務執行役員	営業統括本部長	西 岡 宏 侍
取締役常務執行役員	管理統括本部長	並 川 貞 行
取締役常務執行役員	東京本店化成成品事業部長兼営業統括本部化成成品担当	鈴 木 厚 彦
取締役執行役員	名古屋支店長	小 林 侯 隆
監査役(常勤)		宮 本 貞 彦
監査役(常勤)		菊 地 昌 文
監査役		上 田 淳 史
監査役	昭和パックス株式会社常務取締役管理本部長	飯 崎 充

(注) 1. 当期中の取締役の異動

退任

取 締 役 若 林 紀 生 (令和元年6月21日付)
会 長

取 締 役 岡 本 芳 正 (令和2年3月16日付)
執 行 役 員

- (1) 令和元年6月21日付で取締役会長若林紀生氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
- (2) 令和2年3月16日付で取締役執行役員岡本芳正氏は死去により取締役を退任いたしました。

2. 監査役上田淳史氏、飯崎充氏は、社外監査役であります。
3. 監査役上田淳史氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関し豊富な実務経験を有しております。
4. 監査役飯崎充氏は、商社における長年の実務経験と経理等に関する豊富な知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社内役員及び社外役員との間で、責任限定契約を締結しておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役	8	236
監査役 (うち社外監査役)	3 (1)	33 (3)
合計	11	270

- (注) 1.上記には、令和元年6月21日開催の第159回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び令和2年3月16日に死去により退任した取締役1名を含んでおります。
 2.取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。
 3.上記報酬の額には、当事業年度において計上した役員退職引当金繰入額25百万円を含んでおります。
 4.取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第146回定時株主総会において年額5億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 5.監査役の報酬限度額は、平成12年6月20日開催の第140回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。
 6.上記支給額のほか、令和元年6月21日開催の第159回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任した取締役1名に対し90百万円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役飯崎充氏は、昭和パックス株式会社の常務取締役管理本部長を兼職しております。なお、当社は昭和パックス株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。

②当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	取締役会(15回開催)		監査役会(7回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 上田淳史	15回	100%	7回	100%

区 分	取締役会(15回開催)		監査役会(7回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 飯崎 充	15回	100%	7回	100%

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

監査役上田淳史氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。

監査役飯崎充氏は、商社における豊富な知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点において、意見表明を行っております。

また、監査役会においても、監査役上田淳史氏は、弁護士としての専門的見地から、監査役飯崎充氏は、当業界における豊富な経験から、意見を述べております。

③**社外取締役を置くことが相当でない理由**

当社は、現場を熟知した社内取締役による相互監視により、すでに実効性のある監督が行われております。会社の事情に通じない社外者を取締役に加えても、意思決定の迅速性・効率性が損なわれ、費用を上回る便益は見込めないためです。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る報酬等の額	28
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

3.監査役会は、会計監査人の報酬等について会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等を検討した結果、妥当と認め、会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社において、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人の解任を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法及び公序良俗に照らして、不適当と認められると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、法令を遵守し社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先課題と位置付けることとする。
- b. 代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、内部統制の目的の一つである法令遵守を重点項目として指導の徹底を図る。
- c. 社長の直属の機関として監査部を置き、各業務が法令や規程に従って遂行されているかを監査し、その結果を社長に報告することとする。
- d. 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているかの監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 重要文書の保存・管理等については「文書管理規程」に基づいて行う。
- b. 株主総会及び取締役会の議事録、決算書類等の法令により定められた文書は所定の所轄部門で保管・管理され、適切な情報管理及び開示体制を構築する。
- c. その他、稟議書等の取締役の職務執行・意思決定に係る情報は、所定の管理責任者が保管・管理し、監査役は定期的にこれらの整備運用状況を監査することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 職務遂行に伴うリスクの管理については、職務の分野別に規程・細則等を定め、リスク管理のための方針・手続・要領等を示しその周知徹底を図る。
- b. 経営上の問題については、内部統制委員会等の諸機関において協議・監督指導を行い、個別案件では職務権限に応じて稟議制度等に基づき適正に適用し、最も重要な項目は取締役会の意思決定により対応する。
- c. 監査役及び監査部は、独立した機関及び組織として全社的・定期的にリスク管理の状況を監査しリスクの予防に努め、所定の手続によりリスクの統制を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、経営方針等の決定及び取締役の業務執行の監督を行うことにより、会社経営の効率性・健全性を図る。
- b. 取締役は、取締役会で決定された委嘱業務について、担当する組織の運営・業務遂行状況を監視し、目標に向けた適切な指導を行う。
- c. 取締役会は、業務統制を図るため営業統括・管理統括を組織し、「取締役会規程」「職務権限規程」等による諸手続や指示・報告体制の遵守を義務付け、その職務遂行の迅速性を図る。
- d. 内部統制委員会の定期的な開催により、取締役・従業員の職務遂行が法令・規程等を遵守したものであるか、効率的・円滑に遂行されているかを審議し、問題点の改善等適切な指導を行うこととする。
- e. 監査役及び監査部は、取締役・従業員の職務が適正かつ効率的に行われているかを定期的に監査することとする。

⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 企業集団の内部統制については、「関係会社管理規程」に従い連携・指導関係を明確にし、会計基準の統一化等経理業務を中心とした指導により業務の適正化を図る。
- b. 代表取締役を長とする「関係会社会議」を定例的に開催し、各社の経営・業績状況を把握し、連結財務報告の信頼性を確保するための指導を行うこととする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役に補助使用人を置き、会社は補助使用人の選定及び地位の独立性等について監査役と十分協議し、監査役監査が適法かつ適正・円滑に行われるよう努めることとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- a. 監査役は取締役会等重要な会議に出席し、要請により他の会議に随時出席することとする。
- b. 代表取締役と監査役は定期的な会合をもち、内部統制の状況等について報告・協議を行うこととする。
- c. 業務執行に関する重要な文書を監査役に回付するほか、必要に応じ役職員が監査役に対し報告・説明を行うこととする。

⑧その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役4名のうち2名は社外役員であり、経営面・法務面等多角的な視点から監査・助言を行うこととする。
- b. 監査部は監査役と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について監査役に報告し、効率的な監査役監査に資することとする。
- c. 会計監査人は監査役と定期的な会合をもち、会計監査人の監査活動の状況及び結果を報告し、随時情報交換を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な配当政策を行うため、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

剰余金の配当等につきましては、企業価値の最大化を念頭に、健全な財務体質の維持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としており、単年度の業績に左右されない安定した配当を継続する方針であります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、令和2年5月26日開催の取締役会において、1株当たり5円と決定させていただきました。(効力発生日:令和2年6月22日)

この結果、当期の年間配当金は、中間配当金5円とあわせ、1株当たり10円となります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第160期	(ご参考)第159期	科目	第160期	(ご参考)第159期
	令和2年3月31日現在	平成31年3月31日現在		令和2年3月31日現在	平成31年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	99,550	111,384	流動負債	75,881	88,072
現金及び預金	10,147	12,849	支払手形及び買掛金	68,997	79,600
受取手形及び売掛金	66,376	75,395	短期借入金	3,626	4,876
電子記録債権	15,802	16,134	1年内償還予定の社債	—	1,000
たな卸資産	7,411	7,012	賞与引当金	521	474
その他流動資産	442	598	その他流動負債	2,736	2,121
貸倒引当金	△629	△605	固定負債	10,892	11,774
固定資産	47,935	48,693	社債	500	500
有形固定資産	21,795	20,659	長期借入金	4,242	4,155
建物及び構築物	10,784	10,627	リース債務	241	266
機械装置及び運搬具	183	217	繰延税金負債	3,605	4,398
土地	10,119	9,300	役員退職引当金	207	259
リース資産	480	457	退職給付に係る負債	24	25
その他有形固定資産	227	56	関係会社事業損失引当金	44	45
無形固定資産	349	344	その他固定負債	2,026	2,122
借地権	82	82	負債合計	86,773	99,846
ソフトウェア	197	182	純資産の部		
リース資産	28	38	株主資本	55,084	52,203
その他無形固定資産	41	41	資本金	3,228	3,228
投資その他の資産	25,791	27,689	資本剰余金	1,857	1,848
投資有価証券	23,689	25,448	利益剰余金	51,474	48,601
長期貸付金	510	545	自己株式	△1,475	△1,474
退職給付に係る資産	1,358	1,428	その他の包括利益累計額	5,569	7,956
その他投資等	1,995	2,009	その他有価証券評価差額金	5,542	7,644
貸倒引当金	△1,763	△1,742	繰延ヘッジ損益	△0	△1
繰延資産	5	12	為替換算調整勘定	151	169
社債発行費	5	12	退職給付に係る調整累計額	△123	144
資産合計	147,492	160,090	非支配株主持分	64	83
			純資産合計	60,718	60,244
			負債及び純資産合計	147,492	160,090

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第160期	(ご参考)第159期
	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日	自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
売上高	256,659	263,186
売上原価	241,201	247,752
売上総利益	15,457	15,434
販売費及び一般管理費	10,599	10,894
営業利益	4,857	4,539
営業外収益	699	682
受取利息	14	22
受取配当金	541	507
その他	143	152
営業外費用	262	240
支払利息	109	127
その他	152	112
経常利益	5,294	4,981
特別利益	132	2,400
固定資産売却益	2	2,359
投資有価証券売却益	129	0
貸倒引当金戻入額	—	40
その他	0	1
特別損失	78	73
固定資産売却損	4	6
固定資産除却損	49	7
ゴルフ会員権評価損	—	18
リース解約損	13	20
役員退職慰労金	—	16
その他	10	5
税金等調整前当期純利益	5,349	7,308
法人税、住民税及び事業税	1,646	1,321
法人税等調整額	63	957
当期純利益	3,638	5,029
非支配株主に帰属する当期純利益	4	12
親会社株主に帰属する当期純利益	3,634	5,017

連結株主資本等変動計算書

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,228	1,848	48,601	△1,474	52,203
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△761		△761
親会社株主に帰属する当期純利益			3,634		3,634
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				0	0
連結子会社株式の取得による持分の増減		8			8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	8	2,873	△0	2,880
当期末残高	3,228	1,857	51,474	△1,475	55,084

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,644	△1	169	144	7,956	83	60,244
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△761
親会社株主に帰属する当期純利益							3,634
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							0
連結子会社株式の取得による持分の増減						△22	△13
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,101	1	△17	△268	△2,386	2	△2,384
連結会計年度中の変動額合計	△2,101	1	△17	△268	△2,386	△19	474
当期末残高	5,542	△0	151	△123	5,569	64	60,718

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第160期	(ご参考)第159期	科 目	第160期	(ご参考)第159期
	令和2年3月31日現在	平成31年3月31日現在		令和2年3月31日現在	平成31年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	94,806	106,101	流動負債	73,151	84,784
現金及び預金	7,802	10,256	支払手形	6,946	9,372
受取手形	13,639	17,200	買掛金	59,404	66,953
電子記録債権	16,008	16,351	短期借入金	3,902	5,130
売掛金	51,675	56,732	1年内償還予定の社債	—	1,000
商品	6,575	6,163	未払金	689	793
短期貸付金	419	479	未払法人税等	999	603
その他流動資産	220	408	リース債務	135	132
貸倒引当金	△1,535	△1,490	賞与引当金	436	390
固定資産	45,964	46,150	その他流動負債	637	407
有形固定資産	21,237	20,028	固定負債	10,696	11,361
建物及び構築物	10,206	10,019	社債	500	500
土地	10,384	9,565	長期借入金	3,830	3,785
リース資産	386	368	リース債務	161	181
その他有形固定資産	260	74	繰延税金負債	3,681	4,362
無形固定資産	281	258	役員退職引当金	174	232
ソフトウェア	160	137	長期預り保証金	1,950	2,028
その他無形固定資産	120	120	関係会社事業損失引当金	333	197
投資その他の資産	24,444	25,864	その他固定負債	65	74
投資有価証券	21,917	23,621	負債合計	83,848	96,146
関係会社株式	589	576	純資産の部		
出資金	50	51	株主資本	51,616	48,777
関係会社出資金	75	75	資本金	3,228	3,228
長期貸付金	560	528	資本剰余金	1,848	1,848
長期営業債権	61	210	資本準備金	1,848	1,848
前払年金費用	1,536	1,219	利益剰余金	48,015	45,175
その他投資等	297	307	利益準備金	809	809
貸倒引当金	△643	△725	その他利益剰余金	47,205	44,365
繰延資産	5	12	退職積立金	520	520
社債発行費	5	12	配当準備積立金	660	660
資産合計	140,776	152,264	固定資産圧縮積立金	4,862	3,982
			固定資産圧縮特別勘定積立金	35	988
			別途積立金	23,350	23,350
			繰越利益剰余金	17,777	14,865
			自己株式	△1,475	△1,474
			評価・換算差額等	5,311	7,340
			その他有価証券評価差額金	5,311	7,342
			繰延ヘッジ損益	△0	△1
			純資産合計	56,927	56,117
			負債及び純資産合計	140,776	152,264

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第160期	(ご参考)第159期
	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日	自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
売上高	249,608	255,336
商品売上高	247,027	252,678
賃貸料収入	2,516	2,596
その他の営業収入	63	61
売上原価	234,535	240,417
商品売上原価	233,400	239,088
賃貸料原価	1,135	1,329
売上総利益	15,072	14,918
販売費及び一般管理費	10,252	10,506
営業利益	4,819	4,412
営業外収益	654	657
受取利息	19	20
受取配当金	551	520
その他	83	116
営業外費用	252	219
支払利息	96	110
社債利息	5	5
その他	151	103
経常利益	5,221	4,850
特別利益	129	2,394
固定資産売却益	0	2,352
投資有価証券売却益	129	0
貸倒引当金戻入額	—	40
その他	0	1
特別損失	67	53
固定資産売却損	—	6
固定資産除却損	49	5
ゴルフ会員権評価損	—	18
リース解約損	12	20
その他	4	2
税引前当期純利益	5,284	7,190
法人税、住民税及び事業税	1,613	1,292
法人税等調整額	69	918
当期純利益	3,601	4,979

株主資本等変動計算書 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金	利益剰余金								利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					繰越利益 剰余金		
			退職積立金	配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	固定資産圧縮 特別勘定積立金	別途積立金				
当期首残高	3,228	1,848	809	520	660	3,982	988	23,350	14,865	45,175	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当									△761	△761	
固定資産圧縮積立金積立額						953			△953	—	
固定資産圧縮積立金取崩額						△72			72	—	
固定資産圧縮特別勘定積立金取崩額							△953		953	—	
当期純利益									3,601	3,601	
自己株式の取得										—	
自己株式の処分										—	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	880	△953	—	2,912	2,839	
当期末残高	3,228	1,848	809	520	660	4,862	35	23,350	17,777	48,015	

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,474	48,777	7,342	△1	7,340	56,117
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△761				△761
固定資産圧縮積立金積立額		—				—
固定資産圧縮積立金取崩額		—				—
固定資産圧縮特別勘定積立金取崩額		—				—
当期純利益		3,601				3,601
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	△2,030	1	△2,029	△2,029
事業年度中の変動額合計	△0	2,838	△2,030	1	△2,029	809
当期末残高	△1,475	51,616	5,311	△0	5,311	56,927

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

新生紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

令和2年5月20日

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 酒 井 宏 暢 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 桐 山 武 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新生紙パルプ商事株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生紙パルプ商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

新生紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

令和2年5月20日

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 酒 井 宏 暢 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 桐 山 武 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新生紙パルプ商事株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部をはじめその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、常務会等、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、東陽監査法人からも、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月22日

新生紙パルプ商事株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 本 貞 彦 ㊟

常勤監査役 菊 地 昌 文 ㊟

社外監査役 上 田 淳 史 ㊟

社外監査役 飯 崎 充 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款変更の件

1. 変更の理由

(1) 第5条(公告の方法)に定める当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更します。

但し、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、官報に掲載いたします。

(2) 取締役のうちから会長を選定しない場合に対応するため、第21条(代表取締役及び役付取締役)及び第22条(取締役会)を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は日本経済新聞に掲載して行う。	(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は電子公告にて行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 代表取締役は取締役会の決議により選定する。 2) 取締役会の決議により取締役のうちから会長1名、社長1名を選定し、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 代表取締役は取締役会の決議により選定する。 2) 取締役会の決議により取締役のうちから社長1名を選定し、会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会) 第22条 取締役は取締役会を組織する。 2) (条文省略) 3) 取締役会は会長が招集し、その議長となる。 会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順位に従い他の取締役がこれに代わる。 4) ~7) (条文省略)	(取締役会) 第22条 取締役は取締役会を組織する。 2) (現行どおり) 3) 取締役会は会長が招集し、その議長となる。 会長に事故あるとき、または選定していない場合は、取締役会においてあらかじめ定められた順位に従い他の取締役がこれに代わる。 4) ~7) (現行どおり)

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	かとう やすじろう 加藤 康次郎 (1952年7月3日生)	1977年4月 株式会社岡本入社 2001年5月 同社第四営業本部段ボール部長 2005年10月 当社東京本店パッケージ事業部段ボール部長 2009年4月 当社東京本店パッケージ事業部副事業部長 2010年6月 当社執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2011年6月 当社取締役東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2012年4月 当社取締役東京本店第三ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2013年4月 当社取締役常務執行役員東京本店長 2014年4月 当社取締役常務執行役員大阪支店長 2015年4月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長 2015年6月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 2018年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	75,000株
2	さんべい えつ お 三瓶 悦男 (1958年12月20日生)	1981年4月 株式会社岡本入社 2005年5月 同社第一営業本部出版用紙四部担当部長 2005年10月 当社東京本店第三ペーパー事業部出版用紙四部付部長 2006年4月 当社東京本店第三ペーパー事業部出版用紙三部長 2011年6月 当社執行役員東京本店業務本部長兼営業統括本部業務担当 2012年4月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2014年6月 当社取締役執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2016年4月 当社取締役執行役員東京本店事業部管掌役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員東京本店事業部管掌役員 2018年4月 当社取締役常務執行役員大阪支店長 2020年4月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長 現在に至る	56,220株
3	にしおか こうじ 西岡 宏侍 (1959年2月19日生)	1982年4月 当社入社 2004年4月 当社東京本店パッケージ事業部板紙部長 2009年4月 当社東京本店パッケージ事業部包装用紙部長 2011年6月 当社執行役員東京本店情報機能材事業部長兼 営業統括本部情報機能材担当 2014年6月 当社取締役執行役員東京本店情報機能材事業部長兼 営業統括本部情報機能材担当 2015年4月 当社取締役執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2016年4月 当社取締役執行役員東京本店事業部管掌役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員東京本店事業部管掌役員 2018年4月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長 2020年4月 当社取締役専務執行役員東京本店長 現在に至る	53,250株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	なみかわ さだゆき 並川 貞行 (1954年12月4日生)	1978年 4月 株式会社住友銀行(現三井住友銀行) 入行 白山支店長、藤沢支店長、東京営業部長、東京中央ブロック部長 2009年 6月 当社入社 管理統括総本部長付部長 2010年 4月 当社管理統括総本部総務本部総務部長 2011年 4月 当社管理統括総本部総務人事部長 2012年 4月 当社執行役員管理統括総本部総務人事部長兼保険部長 2013年 4月 当社執行役員管理統括総本部総務人事部長 2016年 4月 当社執行役員管理統括総本部総務部長 2017年 4月 当社常務執行役員管理統括総本部総務本部長(管理統括本部長補佐) 2017年 6月 当社取締役執行役員管理統括総本部総務本部長(管理統括本部長補佐) 2018年 4月 当社取締役執行役員管理統括総部長兼総務本部長 2018年 6月 当社取締役常務執行役員管理統括総部長兼総務本部長 2019年 4月 当社取締役常務執行役員管理統括総部長 現在に至る	27,000株
5	すずき あつひこ 鈴木 厚彦 (1956年2月11日生)	1980年 4月 当社入社 2004年 4月 当社仙台支店化成部品部長 2009年 4月 当社東京本店化成部品事業部化成部品部長 2011年 6月 当社執行役員仙台支店長 2017年 4月 当社執行役員東京本店化成部品事業部長兼 営業統括本部化成部品担当 2017年 6月 当社取締役執行役員東京本店事業部管掌役員 2018年 4月 当社取締役執行役員東京本店化成部品事業部長兼 営業統括本部化成部品担当 2018年 6月 当社取締役常務執行役員東京本店化成部品事業部長兼 営業統括本部化成部品担当 現在に至る	48,000株
6	おおき たけし 大木 猛 (1959年7月16日生)	1983年 4月 当社入社 2007年 4月 当社東京本店第一ペーパー事業部第一事業部卸商一部長 2011年 4月 当社東京本店パッケージ事業部板紙部長 2015年 4月 当社東京本店第一ペーパー事業部長 2016年 4月 当社執行役員東京本店第一ペーパー事業部長 2018年 4月 当社執行役員東京本店第三ペーパー事業部長 2020年 4月 当社上席執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 現在に至る	31,000株
7	とば のぼる 鳥羽 登 (1963年8月7日生)	1986年 4月 株式会社岡本入社 2010年 4月 当社東京本店第二ペーパー事業部出版用紙部三部長 2016年 4月 当社東京本店第二ペーパー事業部長 2017年 4月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2020年 4月 当社上席執行役員東京本店第二ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 現在に至る	25,220株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役を置くことが相当でない理由は以下のとおりです。

当社は、現場を熟知した社内取締役による相互監視により、すでに実効性のある監督が行われております。会社の事情に通じない社外者を取締役に加えても、意思決定の迅速性・効率性が損なわれ、費用を上回る便益は見込めないためです。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役飯崎充氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
さとう せいいち 佐藤 誠一 (1961年2月27日生)	1983年 4月 株式会社サンエー化研入社 2012年 4月 同社東京営業第1部長 2016年 4月 同社人事部長 2017年 4月 同社人事総務部長 2020年 6月 同社管理本部長付部長 現在に至る	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 佐藤誠一氏は、社外監査役候補者であります。

佐藤誠一氏は、株式会社サンエー化研における営業・人事総務の経験や見識等を生かした専門の見地からの役割が期待されるものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
おおみ たけし 近江 剛 (1962年7月24日生)	1985年 4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年 4月 株式会社タクマ入社 2006年 8月 オリックス株式会社入社 2012年 8月 株式会社サンエー化研入社 経営企画室配属 2013年 9月 長鼎電子材料(蘇州)有限公司董事長 2017年 4月 株式会社サンエー化研経理部長 2018年 6月 同社執行役員管理本部長兼経理部長 現在に至る	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 近江剛氏は、補欠の社外監査役の候補者であります。近江剛氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、株式会社サンエー化研における実務経験・見識等を生かした専門の見地から監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金及び死亡弔慰金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます小林侯隆氏及び本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます飯崎充氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲で退職慰労金を贈呈するものであります。また、令和2年3月16日付をもって死去により取締役を退任された岡本芳正氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲で退職慰労金及び死亡弔慰金を贈呈するものであります。

なお、退職慰労金及び死亡弔慰金の具体的金額・贈呈の時期・方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
こばし よしたか 小林 侯隆	2014年6月 当社取締役 現在に至る
はんさき みつる 飯崎 充	2016年6月 当社監査役 現在に至る
おかもと よしまさ 岡本 芳正	2017年6月 当社取締役 2020年3月 退任

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル
 ベルサール神田 3階会議室
 ☎03-5281-3053

今回、会場を変更いたしました(本郷通りを挟んでOPビル正面向かいのビル)。
 密集・密接を避けるため、従来の当社会議室より広い会場といたしましたので、
 お間違えないようお越しく下さい。



交通のご案内

●JR

神田駅 出口(西口、北口)
 御茶ノ水駅 出口(聖橋口)

●地下鉄

東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 出口(B6・A4・A2)
 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 出口(B6・B7)
 都営地下鉄新宿線 小川町駅 出口(B6・B7)
 東京メトロ銀座線 神田駅 出口(5)